11　雇用促進

（1）就職に関するご相談

問合せ先　諫早公共職業安定所
（ハローワーク諫早）
TEL：0957-21-8609

就職を希望する方は、公共職業安定所（ハローワーク）に相談してください。ハローワークでは以下の支援を行っています。詳しくは、諫早公共職業安定所へお尋ねください。

職業相談・紹介	就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門の職員が障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談、紹介、職場定着支援指導等を行います。
チーム支援	ハローワークを中心に福祉施設等の就労支援者からなる「障害者就労支援チーム」を結成し、職場の準備段階から職場定着まで一貫した支援を行います。
ジョブコーチ	障害者が職場に適応できるよう、ジョブコーチが職場に出向いて、本人や事業所、家族に対して必要な助言や提案が行われます。
職業訓練	障害者専用訓練、一般の職業訓練への障害者の受け入れ並びに障害者能力開発校での職業訓練もあります。 訓練期間中には訓練手当、通所手当等が支給される場合があります。
障害者トライアル雇用	障害者の常用雇用への移行を推進するため、ハローワーク等の紹介により原則３か月（精神障害者は６カ月）の試行期間を設け、事業所が障害のある方の雇用に取り組むきっかけを作ります。
短時間障害者トライアル	精神・発達に障害がある方の就業を短時間から始め、職場への適応状況に合わせて就業時間を週２０時間以上になるよう目指していきます。

（2）雲仙市障害者職場実習促進事業

問合せ先　福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

平成２５年４月１日から雲仙市障害者職場実習促進事業が開始されました。

職場実習受入事業者には実習奨励金が支給され、職場実習を受けた障がい者の方には、自宅から実習先までの交通費を助成します。

○実習奨励金支給対象者

・「障害者就業・生活支援センター」のあっせんによる職場実習
　（※実習期間中、実習援助者の支援が確保されていること）
・職場実習の期間は、５日以上１か月以内の範囲
　（※１日の実習時間が４時間以上であること）